小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１６１号

千葉市稲毛区園生町1340番地１　ザ・クイーンズガーデン稲毛325号

再生債務者　物見　忠人

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年３月18日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第９号

京都府宇治市木幡南山13番地の79

再生債務者　長井　智靖

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成26年３月20日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１０００１号

茨城県小美玉市羽刈657番地10

再生債務者　布施　　誠

１　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成26年４月30日から平成26年５月20日まで

水戸地方裁判所

平成２６年（再ロ）第１００１１号

東京都渋谷区大山町29―７　幡ヶ谷アパートＣ棟321

再生債務者　阿部　之洋

１　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成26年４月30日から平成26年５月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００１３号

東京都福生市大字熊川471―１

再生債務者　岩渕　一誠

１　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成26年４月30日から平成26年５月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

静岡県浜松市中区佐藤１丁目３番17―706号

再生債務者　松尾　七重

１　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年４月17日まで

４　一般異議申述期間　平成26年４月28日から平成26年５月７日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２６年（再ロ）第１号

鹿児島県薩摩川内市御陵下町28番７号

再生債務者　作　　太

１　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年４月17日まで

４　一般異議申述期間　平成26年５月１日から平成26年５月８日まで

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第３号

大阪府羽曳野市西浦６丁目438番地の24

再生債務者　宮﨑　宮子

１　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年４月17日まで

４　一般異議申述期間　平成26年４月24日から平成26年５月８日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２号

山形市泉町16番20号　メゾン会田Ａ101号

再生債務者　鑓水　静子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月11日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年４月９日まで

平成26年３月19日　　山形地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１００７号

茨城県水戸市中丸町210番地の105

再生債務者　塙　　宏幸

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月５日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年４月９日まで

平成26年３月19日　　水戸地方裁判所

平成２５年（再ロ）第３号

愛知県尾張旭市南栄町１丁目29番地　アメニティ南栄304号

再生債務者　伊藤　信次

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月６日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年４月９日まで

平成26年３月19日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第１００９２号

東京都中野区沼袋３―16―３

再生債務者　相原　一浩

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月17日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年４月３日まで

平成26年３月20日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号

長崎県諫早市天満町13番10号

再生債務者　永田タミ子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月20日　長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再ロ）第１００７８号

東京都世田谷区松原２―５―８

再生債務者　徳永　久夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第７号

佐賀県多久市北多久町大字多久原7025番地91

再生債務者　田久保和人

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年３月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月18日

佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号

京都市東山区鞘町通五条下る２丁目大阪町373番地コーポ鴨川202号

再生債務者　川勝　芳美

１　意見聴取に付する変更再生計画案　平成26年１月25日付け変更再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年４月17日まで

平成26年３月17日

京都地方裁判所第５民事部

企業年金基金変更公告

ＡＮＡエアポートハンドリング企業年金基金の名称及び事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告します。

１．新基金の名称　ＡＮＡエアポートサービス企業年金基金

２．旧基金の名称　ＡＮＡエアポートハンドリング企業年金基金

３．新事務所の所在地　東京都大田区羽田空港３丁目４番２号

４．旧事務所の所在地　東京都大田区羽田空港３丁目３番２号

５．変更年月日　平成26年４月１日

平成 26 年４月２日

東京都大田区羽田空港３丁目４番２号

ＡＮＡエアポートサービス企業年金基金

理事長　齊藤　　融